○近畿地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・五・二百六十四号農人町線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県高砂市高砂町藍屋町地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年九州地方整備局告示第十八号有田都市計画道路事業
三・五・十一号泉山大谷線三・六・九号青磁泉山線三・六・八号泉山南川良原線
三　事業施行期間　自平成二十一年三月六日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年九州地方整備局告示第百六号伊万里都市計画道路事業
三・四・九号八谷搦駅前線
三　事業施行期間　自平成二十年八月二十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千三百二十七号日田都市計画道路事業三・十三号丸山五和線
三　事業施行期間　自平成四年七月二十日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第七百七十二号竹田都市計画道路事業三・四・二号竹田玉来線
三　事業施行期間　自平成九年三月十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案
気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案

参議院

議案受領（予備審査）

三月八日内閣から次の議案が送付された。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二号）
気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

答弁書受領

三月八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦提出道徳教育の充実に関する質問に対する答弁書（第四一号）
参議院議員江口克彦提出国の統治形態と官僚制に関する質問に対する答弁書（第四二号）
参議院議員有田芳生提出拉致被害者の政府認定基準に関する質問に対する答弁書（第四三号）

人事異動

内閣

検査官に任命する（三月五日）

（在フランス日本国大使館公使）　河戸　光彦

外務事務官　藤原　聖也

博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる

（在ロシア日本国大使館公使）　道井緑一郎

同

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第二十九回会議日本政府代表代理を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（以上三月八日）